

登記記録整備事業所運営に関する内規  
改正 2017.12.28.[行政処内規第 83 号、施行 2018.1.1.]

第 1 条(目的)

この内規は未転換登記簿の電算登記簿への転換、登記簿の整備、電算登記簿の研究等の効率的な推進のために司法登記審議官室の附属機関として登記記録整備事業所に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条(登記記録整備事業所長)

- ①登記記録整備事業所に所長を置いて、所長は法院書記官または法院事務官が奉じる。
- ②登記記録整備事業所長は司法登記審議官の命を受けて登記記録整備事業所の業務を総括して、登記記録整備事業所で勤める法院公務員に対する勤務状況を管理・監督する。
- ③登記記録整備事業所長は登記記録整備事業所所属法院公務員を当直勤務者に指定して毎日登記記録整備事業所運営開始時から終了時まで登記記録整備事業所の防犯、防火、セキュリティ状態および検収要員の服務状態を点検するようにしなければならない。

第 3 条(業務分担)

登記記録整備事業所は次の各号の業務を分掌する。

1. 未転換登記簿の電算登記簿への電算移記支援
2. アロス テキスト(AROS TEXT)登記簿のアロス(AROS)登記簿への転換支援
3. 紙登記簿の電子的イメージへの変換事業
4. エラー登記記録の解消、多面登記記録の解消等の登記記録の公示機能を向上するための登記簿整備支援
5. 電算登記簿に対する研究および個別登記簿の分析、その結果報告・通知
6. 賃借建物の管理
7. 賃借建物内の電算装備等の物品の管理
8. 賃借建物内に常駐する外注サービス人材の監督
9. その他に大法院例規で定める事項

附則(2006.01.20 第 34 号)

この内規は 2006.1.1.から施行する。

附則(2007.12.28 第 39 号)

第 1 条(施行日)この規則は 2008 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条(他の内規の改正)①法務士資格審議委員会内規一部を次のとおり改正する。

第 3 条第 3 項本文および第 1 号中"登記戸籍局長"をそれぞれ"司法登記局長"とする。

第 4 条第 2 項のうち"人事第 2 審議官"を"人事運営審議官"とする。

②法院行政処情報公開審議会内規一部を次のとおり改正する。

第 2 条第 3 項のうち"登記戸籍局長"を"司法登記局長"とする。

第 3 条(他の法令との関係)この内規施行当時他の法令から引用している"登記戸籍審議官室"は"司法登記審議官室"を、"登記戸籍審議官"は"司法登記審議官"を、"登記戸籍局長"は"司法登記局長"をそれぞれ引用したものとみなす。

附則(2015.02.11 第 68 号)

この内規は 2015.2.11.から施行する。

附則(2017.12.28 第 83 号)

この内規は 2018 年 1 月 1 日から施行する。